

# 平成23年第2回三笠市議会定例会

平成23年6月17日(第1日目)

## 議事次第(第1号)

- 1 開会宣告
- 2 会議録署名議員の指名
  - 2番 澤田益治氏
  - 10番 高橋守氏
- 3 会期の決定
  - 平成23年6月17日
  - 平成23年6月29日13日間
- 4 諸般報告
  - (1) 議会事務報告
  - (2) 教育委員会審議事項報告
  - (3) 一般行政報告
- 5 議事
- 6 散会宣告

## 議事日程

- |       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について                      |
| 日程第 2 | 会期の決定について                           |
| 日程第 3 | 諸般報告について(議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告) |
| 日程第 4 | 例月出納検査報告について(監報第2号)                 |
| 日程第 5 | 報告第4号及び報告第5号について                    |
| 日程第 6 | 報告第6号及び報告第7号について                    |
| 日程第 7 | 報告第8号から報告第10号について                   |
| 日程第 8 | 議案第32号及び議案第33号について(市政執行方針・教育行政執行方針) |
| 日程第 9 | 議案第31号 三笠市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について    |
| 日程第10 | 議案第34号 三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命について        |
| 日程第11 | 議案第35号 三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任について      |

## 出席議員(10名)

議長	1番 谷津邦夫氏	副議長	3番 齊藤且氏
	2番 澤田益治氏		4番 猿田重夫氏

5番 扇谷知巳氏  
7番 丸山修一氏  
9番 武田悌一氏

6番 谷内純哉氏  
8番 儀惣淳一氏  
10番 高橋守氏

欠席議員(0名)

説明員

市長	小林和男氏	副市長	西城賢策氏
総務部長	北山一幸氏	総務課長	金子満氏
総務課主幹・ 選管事務局長	清水光一氏	財務課長	右田敏氏
納税課長	米田廣文氏	企画経済部長	中沢敏男氏
企画振興課長	小田弘幸氏	農林課長	中原保氏
商工観光課長	猿田智樹氏	環境福祉部長	作佐部盛秀氏
市民生活課長	須河恵介氏	福祉事務所長	阿部弘之氏
保健福祉課長	三百苅宏之氏	建設部長	高嶋善男氏
建設管理課長	鈴木英夫氏	建設課長	三宅博文氏
水道課長	千葉俊行氏	教育委員長兼 教育次長兼 社会教育課長	折笠真仁氏
教育長	富樫繁樹氏		永田徹氏
学校教育課長 市立高校設立準備室 事務課長	高森裕司氏 松浦基晴氏	博物館長 市立高校設立準備室 事務課主幹	栗山俊彰氏 梅津吉昭氏
病院事務局長	澤上弘一氏	病院管理課長	磯瀬孝氏
病院管理課主幹 消防署長兼 総務予防課長	中村正法氏 辻道元信氏	消防長 生活安全センター長	長谷川浩二氏 阿部英雄氏
消防課長	木村幸雄氏	監査委員	森原裕氏
監査委員事務局長 出席事務局職員 議会事務局長	鈴木信之氏 松本哲宜氏	総務係長	豊口哲也氏

開会 午前10時28分

### 開 会 宣 告

議長（谷津邦夫氏） ただいまから、平成23年第2回定例会を開会します。

### 開 議 宣 告

議長（谷津邦夫氏） これより、本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（谷津邦夫氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、2番澤田議員及び10番高橋議員を指名します。

### 日程第2 会 期 の 決 定

議長（谷津邦夫氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月29日までの13日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

会期は、13日間と決定しました。

### 日程第3 諸 般 報 告

議長（谷津邦夫氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（谷津邦夫氏） 質問ないようですから、議会事務報告については報告済みとします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 質問ないようですから、教育委員会審議事項報告については、報告済みといたします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇報告願います。

小林市長。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 行政報告を申し上げます。

報告第1号市長行動報告についてでございますが、そこに記載されております6月7日、6月8日と全国市長会の総会もございましたものですから、その折、民主党北海道選出国會議員と北海道市長会との政策懇談会を行いました。これは、北海道市長会の会長以下役員の方々と、それから民主党の国会議員団衆参両院議員から多数参加いただきまして、そこで全道市長会で議決したいろいろな要求等について申し上げ、お願いしたところではあります。

特に、私のほうは御承知のように、幾春別川総合開発事業がもう今全く音さたがないというようなことで、何とか一日も早く建設に取りかかってほしいということをお願いしてまいりました。翌8日については、同じく民主党の北海道選出国會議員と北海道市長会役員との政策懇談会を行ったところでございます。

続いて、報告第2号についてでございます。これは市の工事についております。そこに記載されておりますように、達布岡山線道路改良工事その1から三笠浄化センター電気計装設備更新工事まで、以上4件工事が行われておりますので、それらについて御報告申し上げます。

以上であります。

議長(谷津邦夫氏) これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

まず、報告第1号総務部関係について。

(「なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) ないようですから、次に、報告第2号建設部関係について。

(「なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みといたします。

#### 日程第4 例月出納検査報告について(監報第2号)

議長(谷津邦夫氏) 日程の4 監報第2号例月出納検査報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、監報第2号例月出納検査報告については、報告済みといたします。

#### 日程第5 報告第4号及び報告第5号について

議長(谷津邦夫氏) 日程の5 報告第4号及び報告第5号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

小林市長。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 報告第4号平成22年度三笠市一般会計補正予算(第8回)の専決処分及び報告第5号平成22年度市立三笠総合病院事業会計補正予算(第7回)の専決処分について一括して報告申し上げます。

最初に、報告第4号平成22年度三笠市一般会計補正予算(第8回)の専決処分についてであります。今回の補正予算の内容は、繰越明許費の地域活性化・きめ細かな交付金対象事業費の増額に伴う予算の整理と平成22年度決算余剰金の調整のため、既定予算額96億1,231万3,000円に4億円を追加し、予算の総額を100億1,231万3,000円としたものであります。

まず、歳出であります。きめ細かな交付金事業のうち、市立三笠総合病院が実施する療養病棟開設事業分の病院事業会計出資金について、今回の整理に伴い増額措置したほか、平成22年度決算見込みにおいて、一定の余剰金が見込まれたことから、将来の財政運営及び減債対策として、備荒資金組合に超過納付したものであります。

一方、歳入については、その財源として、地方交付税の増額決定分及び備荒資金組合超過納付金積立予算調整額により整理したものであります。

繰越明許費の補正については、増額措置した病院事業会計出資金について変更したものであります。

次に、報告第5号平成22年度市立三笠総合病院事業会計補正予算(第7回)の専決処分についてであります。今回の補正予算の内容は、本年3月、6階病棟を療養病棟へ転換したことに伴い、療養病棟の機能を高めるため、国の地域活性化・きめ細かな交付金制度を活用し、施設の改修費などについて資本的予算に追加措置したものであります。

この結果、内部留保資金の状況は2,348万5,000円となり、次年度へ繰り越す見込みとなったものであります。

いずれも、本来であれば、議会提案すべきところではありますが、諸般の事情から、その機会がないと判断し、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月31日に専決処分を行ったものであります。

以上、報告第4号及び報告第5号について、一括して報告といたしますので、よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（谷津邦夫氏） これより、質疑に入ります。

報告第4号及び第5号について一括して質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

初めに、報告第4号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

報告第4号について、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

報告第4号平成22年度三笠市一般会計補正予算の専決処分については、承認することに決定しました。

次に、報告第5号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

報告第5号について、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

報告第5号平成22年度市立三笠総合病院事業会計補正予算の専決処分については、承認することに決定しました。

#### 日程第6 報告第6号及び報告第7号について

議長（谷津邦夫氏） 日程の6 報告第6号及び報告第7号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

小林市長。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 報告第6号平成22年度三笠市一般会計繰越明許費繰越計算書及び報告第7号平成22年度市立三笠総合病院事業会計予算繰越計算書について、一括して報告申し上げます。

最初に、報告第6号平成22年度三笠市一般会計繰越明許費繰越計算書についてですが、今回の報告は、平成22年度補正予算で議決を受けている安全・安心な学校づくり交付金の全3事業及び地域活性化・きめ細かな交付金の全5事業並びに地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金の全3事業にかかわる繰越明許費について、それぞれの事業に要する歳出予算の経費を平成23年度に繰り越したもので、その繰越額及び財源内訳を明らかにするため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第7号平成22年度市立三笠総合病院事業会計予算繰越計算書についてですが、今回の報告は、平成22年度において、一般会計出資金を財源として事業実施を予定していた療養病棟の整備等について、一般会計出資金の財源である国の地域活性化・きめ細かな交付金が3月10日付で交付決定され、年度内の執行が困難であったことから、事業の実施期間を確保するため、資本的収支のうち建設改良に要する経費の一部を平成23年度に繰り越したもので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものであります。

以上、報告第6号及び報告第7号について、一括して報告いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(谷津邦夫氏) これより、質疑に入ります。

報告第6号及び第7号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第6号及び報告第7号については報告済みといたします。

#### 日程第7 報告第8号から報告第10号までについて

議長(谷津邦夫氏) 日程の7 報告第8号から報告第10号までについてを一括議題とします。

本報告については、市の出資等による法人の経営状況説明であり、文書記載のとおりでありますので、口頭説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

報告第8号から報告第10号までについて一括して質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第8号から報告第10号までについては、報告済みとします。

日程第 8 議案第 3 2 号及び議案第 3 3 号について  
( 市政執行方針、教育行政執行方針 )

議長（谷津邦夫氏） 次に、日程の 8 議案第 3 2 号及び議案第 3 3 号についてを一括議題とします。

提案に先立ち、市長、教育長から平成 2 3 年度市政執行方針並びに教育行政執行方針の説明のため発言を求められておりますので、順次これを許可します。

まず、平成 2 3 年度市政執行方針について。

市長、登壇説明を願います。

小林市長。

( 市長小林和男氏 登壇 )

市長（小林和男氏） 平成 2 3 年第 2 回定例会の開会に当たり、市政執行への私の所信と施策を申し上げます。

初めに、本年 3 月 1 1 日発生の東日本大震災により犠牲になられました皆様及びその御家族に対し、改めて深く哀悼の意を表するとともに、いまだ行方が不明な方、負傷された方、避難生活を余儀なくされている方々に心からお見舞いを申し上げ、一日も早く日常の安全な生活に戻られますようお祈り申し上げます。

さて、私はこのたびの選挙において、市民の皆さんをはじめ多くの方々から御支援をいただき、3 期目の市政を引き続き担うこととなりました。

このことは、市民の皆さんからの大変重い、そして厳粛な信託をいただいたと受けとめ、その重責を痛感し、ふるさと三笠を愛する熱い思いを胸に、みずからのまちはみずからがつくるという地方自治の理念を基本に、これからも「1 人はみんなのために、みんなは 1 人のために」という思いを大切に、これまで以上に市民並びに市議会議員の皆さんとともに考え、ともに協力し合いながら、協働のまちづくりに邁進してまいりたいと考えているところであります。

さて、最近の世界経済は、近年から続く新興国主導の世界経済という構造転換が一段と鮮明になり、先進国から新興国へ成長の主役が交代してきたことに伴い、緩やかに構造転換型の回復を維持するとの見方が予想されておりますが、我が国においては、東日本大震災の影響により日本全体がマイナスの影響を長期にわたって受けることが懸念されております。

北海道においては、昨年行われた国勢調査において、総人口の減少に加え、札幌市への一極集中が一層進み、経済の収縮が懸念されており、多くの課題を抱えています。

また、本市においても先行き不透明な震災の影響が懸念されますが、こうした中、本年は明治 1 5 年に市来知村が開村してから 1 3 0 年という節目の年を迎えます。

先人が築き上げた郷土三笠をより確かなものとするため、この記念すべき本年を三笠市



の「新たなる出発の年」と位置づけ、高齢者の安全・安心な生活を確保する施策や産業活性化施策、子育て支援などによる移住定住施策、歴史・風土を生かした交流人口増加の取り組みなど、まちづくりに全力を傾注していきたいと考えております。

さらに、明治の時代から多くの人々が行き交ったこの誇りある三笠市が輝かしい未来へつながるよう、開庁130年記念式典をはじめ、大人から子供まで楽しめる事業に取り組んでまいります。

私は、地方自治を取り巻く環境が大きく変化してきている今日、時代の流れを的確にとらえながら、着実な行政運営と一層の財政健全化による自立したまちづくりを目指し、市民の皆さんとの公約の実現に向け、変革の時代の風にしたたかに挑戦してまいりますので、特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここで、本年度のまちづくりに臨む基本姿勢について申し上げます。

初めに、「自立ができ、住んでよかったと思えるまちづくり」であります。

私は、市民に直結した施策を進め活力に満ちたまちづくりを推進するため、市営住宅の建てかえや住まいのリフォーム助成事業、教育環境づくりとして食のスペシャリストを養成する市立化による高校の存続、北海道日本ハム球団と提携したスポーツ環境充実事業などに取り組んだほか、高齢者の安心な暮らしを守るため市立病院に療養病棟の整備などに着実に取り組んでまいりました。

引き続き、少子・高齢化が進行する社会情勢を踏まえ、子供たちの安全対策、いじめ問題への対策、高齢者の福祉対策など、社会的弱者への支援の充実に努めるとともに、安全・安心で将来に希望の持てるまちづくりを推進していかねばならないと考えております。

二つ目には、行財政改革の継続であります。

本市の財政状況は、行財政改革を早い段階から取り組んできたこともあり、定員管理や起債残高の縮減に一定の成果があらわれ、危機的な状況から脱しつつありますが、国内においては、東日本大震災が甚大な被害をもたらしたことから、日本経済へ与える影響も懸念され、今後の経済動向や国の財政状況など予断を許さない現状にあります。

このような中であっても、本市としては、将来に夢と希望が持てるよう、未来づくりのための新たな政策を推進し、子供からお年寄りまでが住んでいてよかったと思える「日本一安心してだれもが住み続けたいまちづくり」を目指して、将来にわたって持続可能な行政運営を行えるよう「第4次行財政改革大綱」に基づく取り組みを着実に進めてまいります。

また、納付資力がありながら誠意のない滞納者に対しては、給与や自動車の差し押さえなどの法的措置をさらに強化し、毅然とした対応を図るとともに、債権回収専門会社への委託やインターネット公売の積極的な活用により、歳入の確保を図り、市民負担の公平化に努めてまいります。

次に、総合計画の基本的方針に基づき、主要な施策の推進について申し上げます。

初めに、「健康で安心してすごせるまち」であります。

生涯を通じて心身ともに健康で心豊かに安心して安全な生活を送ることは、いつの時代にあっても市民共通の願いであります。

子供からお年寄りまで、市民一人一人が健康に生きる喜びと希望を持って、安全・安心な生活を送るための環境づくりや互いに支え合う地域社会の構築を図り、地域福祉の推進と健康で安心して過ごせるまちづくりを進めてまいります。

健康づくりについては、健康寿命を延ばし、自立した生活を送れるよう、各種健康診査や健康相談を実施するとともに、健康に対する知識を身につけながら、生活習慣の改善等に取り組むことができるよう、生活習慣病予防水中運動教室を実施してまいります。

また、国のがん対策の充実に合わせ、特定の年齢に達した女性に対する乳がん、子宮頸がん検診の無料クーポン券を配布するとともに、中学1年から高校1年生相当の女子に対し、子宮頸がん予防ワクチンの接種費用を全額助成してまいります。

さらに、乳幼児に対するヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンと中学生までのインフルエンザ予防接種に対する費用を全額助成するとともに、高齢者に対する肺炎球菌ワクチン接種に対する費用も助成することにより、疾病予防を強化してまいります。

市立病院は、本年3月、住民ニーズへの対応と効率的な病棟運営のため療養病棟を設置し、新たな医療サービスの提供を始めたところであります。

今後も幅広い医療が安定的に提供でき、かつ高度医療機関との連携を図りながら、市民が安心して利用できる病院づくりに努めてまいります。

一方、全国的な問題である医師や看護師不足の状況は、本市においても同様であります。

医師確保については、これまでと同様に大学をはじめ、各関係機関に対し強く派遣を要請するとともに、看護師についても、昨年創設した看護師修学資金制度の活用や道内の主な看護師学校等を訪問するなど、積極的な募集活動に努めてまいります。

また、国においては後期高齢者医療制度を含め医療保険制度のあり方が見直しされる見込みであり、今後の動向を見据えながら、健全な運営に努めてまいります。

なお、健康優良家庭表彰については、引き続き実施してまいります。

地域福祉については、社会福祉協議会との連携により、小地域ネットワーク活動の充実に努めるとともに、行政、関係機関、民間を含む地域の関係者で組織する地域ぐるみで高齢者等を支えるための連携・協力体制をより一層推進することにより、孤立しがちなひとり暮らしの高齢者等の実態把握と情報共有に努め、地域ぐるみで見守り、支え合う体制を強化してまいります。

また、町内会などと協働で行っている、ぬくもり除雪サービス事業を引き続き実施してまいります。

高齢者福祉については、高齢者が健やかな生活を送ることができるよう「第4期高齢者保健福祉計画」に基づく保健サービス、施設サービスをはじめ、各種事業等を提供するほ

か、通院・買い物不便地域に居住している高齢者の経済的負担の軽減を図るため、バス乗車に対する運賃の一部を助成するとともに、高齢者に敬意を表するため、敬老月間の9月に、市内の温泉で家族と2人で1回利用できる入浴券を無料で交付する事業を実施してまいります。

また、老人相互の親睦と融和を図り、協力して楽しい人間関係を築く目的で実践される老人クラブ活動への参加をより促進するため、老人クラブへの補助金を会員の数に応じて上積み交付してまいります。

さらに、長年にわたる貢献に感謝の意を表するとともに、高齢者福祉への理解と関心を高めるため、現状の長寿祝い事業を拡大し、百歳及び米寿の記念に長寿祝い金を交付してまいります。

介護保険については、介護保険の基本理念である高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本に、「第4期介護保険事業計画」に基づき、要介護認定者などの状態に応じた適切なサービスの提供と介護保険財政の健全化に努めるとともに、要支援や要介護状態になることを予防し、元気に暮らすことができるよう、温浴施設を利用した介護予防水中運動教室や地域訪問事業を引き続き実施してまいります。

また、来年を初年度とする「第5期介護保険事業計画」の策定に向け、効果的な介護サービスの提供体制などを検討してまいります。

児童福祉については、子供たちが健やかに育ち、安心して保育を受けられるよう保育所における各種保育事業、児童館における放課後児童クラブや乳児と保護者が本を通じて心の触れ合うひとときを持つきっかけづくりのためのブックスタート事業など、子育て支援事業を実施してまいります。

また、子育てを応援する施策として、納めた保育所負担金を市内で買い物ができる商品券での還元や市内で乳児の紙おむつと交換できる引換券を支給することにより、子育てしやすい環境を整備するとともに、市内経済の活性化を図ってまいります。

母子福祉については、国の子育て等の強化による安心の確保に向けた取り組みに合わせ、通常、妊娠から出産までに必要な妊婦一般健康診査14回分について無料とし、経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる環境づくりに努めてまいります。

また、ひとり親家庭に対する自立を支援するため、母子・父子家庭を対象として支給されている児童扶養手当について、国の制度に基づき対応してまいります。

障害者福祉については、障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービスやコミュニケーション支援、日常生活用具給付事業などの地域生活支援事業のほか、障害者が通院、社会参加のために利用するタクシー料金の一部助成を実施してまいります。

また、障害者の就労機会の確保について、市内企業に働きかけを行ってまいります。

さらに、来年を初年度とする「第3期三笠市ぬくもりハートプラン（三笠市障害者福祉計画）」の策定に向け、地域生活での支援体制を検討してまいります。

生活保護については、生活保護法に基づき適正実施に努めるとともに、稼働年齢層の能

力活用、就業阻害要因の問題解決を図り、ハローワークと連携しながら被保護者の自立助長に努めてまいります。

交通安全については、小中学校統合に伴う通学に関する安全対策を推進するとともに、依然としてお年寄りが犠牲となる痛ましい事故が後を絶たないことから、関係機関と連携して、高齢者に配慮した啓発活動を積極的に展開し、交通弱者の安全意識の高揚と交通事故防止に努めてまいります。

防犯対策については、町内会等が行う防犯灯の整備や維持管理を支援するとともに、引き続き関係団体・機関などと十分に連携を図りながら、防犯意識の高揚と犯罪のない安全・安心に暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。

消費生活については、複雑多様化する消費者問題に適切に対応するため、国の補助制度を活用し、消費生活相談窓口の充実・強化を図るとともに、関係団体・機関と連携し、啓発に努めてまいります。

消防行政については、安全で安心なまちづくりを推進するため、消防機関と地域住民が連携を密にし、地域ぐるみの自主防火活動を展開してまいります。

また、住宅火災による死傷者を未然に防ぐため、住宅用火災警報器の設置促進を積極的に行ってまいります。

さらに、救命率の向上に向けて、医療機関と連携し救急隊員の資質の向上を図るほか、AEDの操作方法を市民に広く普及させるため、応急手当の講習会を積極的に開催してまいります。

防災については、「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを基本理念とした自主防災組織の結成促進と防災訓練を通して地域防災力を向上させ、災害に強いまちづくりを推進するとともに、災害弱者と言われる高齢者等の把握を進め、被災時に迅速に安否確認や避難支援が行える体制の整備に努めてまいります。

また、東日本大震災を教訓として、食糧等の備蓄の必要性など三笠市地域防災計画の点検を進めてまいります。

治水・利水を目的とした幾春別川総合開発事業は、一昨年の新政権発足後にダム事業の見直し方針が決定され、その後、関係地方公共団体からなる検討の場において検討が進められていますが、今後の事業展開は不透明な状況にあります。ダム事業は本市並びに流域住民にとって重要な問題であり、一刻も早く両ダムを完成するよう、引き続き国等に強く要請してまいります。

市管理河川の治水対策として、川内苗圃の沢の川改修事業を計画的に行ってまいります。

また、幾春別地区の地すべり対策事業の整備促進について、北海道へ引き続き要請し、地域の安全向上に努めてまいります。

次に、「活みなぎり元気に働けるまち」についてであります。

地域産業の振興は、地域の活性化そのものであります。

このため、農業をはじめ、地場産業の創出、企業誘致、商工業、観光などを緊密に連携させながら、地域産業の振興やたくましい産業構造の構築を図り、働きやすい環境づくりを目指して、活力みなぎるまちづくりを進めてまいります。

農業については、意欲的な農業者の新たな取り組みを支援し、農業者の所得向上を図るため、農業チャレンジ補助金の創設や農産物の付加価値を高めるため6次産業化に向けた検討を進めるとともに、農村地域の維持のため、農地・水保全管理支払事業や中山間地域等の直接支払事業のほか、担い手の育成・確保に向けた新規就農者等誘致特別対策事業の内容を充実して引き続き実施し、農業の基盤強化に取り組んでまいります。

また、安全・安心な農産物の生産・供給のため、土壌診断料の助成を行うほか、農業水利施設の機能保全のため、国営造成施設管理体制整備促進事業を引き続き実施し、農業用水の保全に取り組んでまいります。

さらに、エゾシカなどによる農作物被害防止対策を講じるため、電気柵などの設置を行う農作物有害鳥獣対策事業を実施するほか、ヒグマの出没時などに迅速に対応し、市民の安全を確保するための監視捕獲体制の整備を進めてまいります。

商工業については、地域産業をはぐくみ、健全な発展を促進することを基本とし、経営基盤の強化や販路拡大等に取り組む市内の商工業者に対して、新たに補助金制度を創設し支援を行ってまいります。

また、増加傾向にある空き店舗等の活用に向け、商業等の担い手や本市での開業を募るための取り組みを行うとともに、中心市街地の将来のあり方について関係団体と連携し、調査研究を進めてまいります。

企業誘致については、長引く経済不況の中、依然として企業側の設備投資は進まず、土地分譲が停滞している現状にありますが、現在、接触している企業を優先的に粘り強く交渉を続けるとともに、今後も昨年度作成したPR用DVDや工業団地貸付制度を活用し、さらなる企業誘致に努め、分譲促進を図ってまいります。

勤労環境については、市内の安定的な労働を確保するため労働環境の改善などニーズを把握し、その方策を関係団体と調査研究するとともに、失業者対策として、引き続き国の緊急雇用創出事業を積極的に活用し、雇用対策を図ってまいります。

また、若年層の市外からの転入及び定住化の促進を図るため、若年層が入居する民間集合住宅建設に対し助成する若者移住定住促進住宅建設費用助成金や、市内民間住宅へ入居する転入者に対し家賃を助成する若者移住定住促進家賃助成事業を新たに実施してまいります。

加えて、市民や市外からの転入者に対して、新築住宅建設費用や中古住宅の購入費用を助成する住宅建設等費用助成事業も新設し、定住化の促進を図ってまいります。

観光については、地域の活性化を図るための重要な産業分野であることから、交流人口増加対策の参考とするため、今年度、市民を対象に市内の観光資源とまちの魅力を再認識していただく三笠の宝発掘ツアー事業を実施してまいります。

また、本市においてその核になる鉄道村は、道内の鉄道発祥の地として、その貴重な歴史的資料の保存に加え、多数の展示車両を保有し本物のSLが走るという、他に類を見ない観光資源を有効活用するとともに、昨年度、民間活力により開業した三笠トロッコ鉄道との連携を強化し、さらなる利用者の拡大を図るとともに、利用者の安全対策のため施設改修を行ってまいります。

西桂沢地区のみかさ遊園については、これまでの施設改修等により、ファミリー層を中心としたリピーターの安定的確保につながっており、引き続き、遊具整備を実施するとともに、桂沢国設スキー場においても、利用者の増加と安全対策のための施設整備を行うほか、さらなる交流人口の増加を目指し、炭鉱遺産・地層・化石など本市特有の地域資源と花を結びつける魅力的な景観の創設を検討してまいります。

桂沢湖周辺については、観光資源である湖を核とした景勝地として、ダム事業の進捗状況を踏まえ、引き続き新たな観光スポットについて調査研究するとともに、その具体的な整備計画の策定に取り組んでまいります。

三笠地区については、中央公園に冬の華とも言えるイルミネーションの彩りを一層充実し、華やかさの演出とまちのイメージアップに努めてまいります。

三笠市の西の玄関口である道の駅三笠については、高速道路の無料化により入り込み客が減少していることから、その対策として来客者ニーズ等を把握し、集客の増加を図る対策の参考とするため、利用実態調査を実施し、交流人口の拡大に努めてまいります。

起業化については、地域素材を活用した、三笠ならではの製品開発や現在三笠にない地域社会に貢献する有益な事業に対して支援を行ってまいります。

次に、「水清く緑あふれ快適に暮らせるまち」であります。

本市には豊かな自然という貴重な財産があり、この豊かな恵みを将来に引き継いでいくことが私たちの責務であります。

自然環境の保全を図りながら、暮らしやすい生活環境を確保したまちづくりを進めてまいります。

クリーン三笠については、不法投棄やポイ捨てのないクリーンなまちを目指し、監視体制の強化を図るとともに、ごみのないまちづくりを推進するため、意識啓発に取り組んでまいります。

生活排水処理については、今後も公共下水道への接続が見込めない地域における浄化槽設置の促進に取り組んでまいります。

グリーン三笠についてであります。森林、河川などの自然環境は潤いと安らぎを与えてくれる貴重な財産です。特に森林は、二酸化炭素を吸収するため、地球温暖化防止に大きな役割を果たしています。

この豊かな森林資源を守る育てるため、市有林内の除伐、下刈り、つる切りなどの整備を引き続き実施するほか、山火事や不法投棄などを防止するため、林道にゲートを設置し適正な管理に努めてまいります。

また、国・道など関係機関との連携により、森林の持つ公益的機能の向上や環境保全と有効活用等の調査研究に努めてまいります。

地球温暖化防止対策については、「環境基本計画」が終盤を迎えることから、その検証を進めるとともに、国が提唱する「クール・アースデー」について市民啓発に取り組んでまいります。

また、温室効果ガスの削減等に取り組むための計画の策定に着手するとともに、行政、事業者、市民が一体となった三笠市環境審議会での議論と実践に努めてまいります。

さらに、環境への負荷をできる限り軽減する循環型社会の構築を目指し、ごみの適正排出、適正処理の啓発を行い、生ごみの分別の徹底や一般ごみの発生抑制などリサイクルへの意識高揚に向けた取り組みを進めてまいります。

加えて、福島第一原子力発電所の事故をきっかけとした国のエネルギー政策の大きな転換を見据え、クリーンエネルギーの活用に関して、再生可能エネルギーへの導入のほか、開庁130年記念事業の石炭エネルギーシンポジウムの実施を契機として、石炭の地下ガス化・液化技術等に関する実証実験の実施及び研究施設の誘致についても、関係機関に要望してまいります。

市営住宅については、榊町団地建替事業の中層住宅1棟39戸の建設を継続するとともに、建てかえ用地内の市営住宅12棟48戸の除却などを実施してまいります。

また、3階建て中層住宅の屋上防水、排水管の改修、自動給油装置の整備や平家建て住宅の屋根ふきかえなどの改修を計画的に進めてまいります。

さらに、周辺環境の改善と土地の有効活用を図るため、空き老朽市営住宅を計画的に除却してまいります。

個人住宅については、住みなれた住宅の居住性、耐久性の向上を図るため、引き続き住まいのリフォーム助成事業を実施してまいります。

道路については、市街地の道路整備と、サンファーム地区と達布地区を結ぶ景観道路の整備を引き続き実施してまいります。

道路の補修については、計画的に整備を進め、生活環境の向上に努めてまいります。

また、橋梁の維持補修について、計画的で経済的な維持管理を目指し、「橋梁長寿命化修繕計画」を策定してまいります。

主要道道岩見沢三笠線については、東清住町から弥生区間と桂沢地区の整備促進、主要道道三笠栗山線の国道12号交差点の渋滞緩和対策について、引き続き北海道へ要請してまいります。

公園については、宮本町児童公園の老朽化した遊具の更新を行い、利用者の安全確保と利用促進に努めてまいります。

上水道については、「水質検査計画」に基づき、水質管理の徹底を図るとともに、計画的な老朽配水管の改良により有収率の向上を図り、収納業務等の民間委託の導入による効率的な業務執行に努めてまいります。

下水道については、浸水対策として、三笠地区の若松町において、雨水管整備を実施するとともに、平成6年に供用開始した三笠浄化センターの電気計装設備の更新を行い、施設の適切な維持管理に努めてまいります。また、企業会計の健全な運営を目指し、使用料の改定に向け作業を進めてまいります。

交通環境については、市営バスの運行開始後5年が経過し、これまでの利用者や市民の意見を聞きながら、路線の見直しなどを行ってきましたが、今後も運行維持に必要な基金の適正な運用を考慮しながら、市営バスの運行に努めてまいります。

情報通信については、本年7月24日以降アナログ放送が見られなくなることから、市民へ情報提供などの周知に努めてまいります。また、地上デジタルテレビ放送のデータ放送を活用した実証実験に本年も参加し、本市専用の情報発信について研究してまいります。

さらに、インターネット回線のNTT光通信網のエリア拡大について、引き続き要請してまいります。

市営墓地については、弥生墓地及び幌内墓地において通路等の整備を行い、墓参の際に安心して利用できるよう、環境の整備に努めてまいります。

次に、「人を育み地域文化を創るまち」であります。

将来を担う子供たちが健やかに育つ環境をつくり、市民一人一人が参加できる生涯学習社会の実現を目指すとともに、市民文化芸術振興条例の基本方針に基づき、人をはぐくみ地域文化をつくるまちづくりを進めてまいります。

子供の教育については、教育基本法の改正や新学習指導要領に基づく教育が進められるなど、新たな転換期を迎えております。

こうした中で、幼児教育については、子育てを応援する施策の一環として、幼稚園に通う子供の保護者負担を保育所と同様に軽減する方策を講じてまいります。

学校教育については、新学習指導要領へのスムーズな移行を進めるとともに、小中一貫教育を三笠小学校、三笠中学校においても開始し、全市的に展開してまいります。

また、学校の統合に伴うスクールバスの運行及び定期券料金の補助による児童・生徒の安全・安心な通学環境の確保、スクールカウンセラーによる相談回数をふやすなど、いじめ問題等に対応し、安全対策については、岡山小学校、萱野中学校の体育館の耐震補強工事を実施するとともに、不審者情報システムの活用と青少年育成センターを中心に、事件・事故から子供を守る安全・安心な環境づくりに努めてまいります。

障害のある児童・生徒の学校生活や学習上の困難な状況に対しては、必要な支援を行うための支援員を配置し、特別支援教育の充実を図ってまいります。

市立三笠高等学校については、専門職員を配置した設立準備室を設置し、教育課程の編成や生徒確保に向けたPR活動など、来年4月の開校に向け着実に準備を進めてまいります。

特に、生徒の確保については、市職員を挙げて道内の中学校等を訪問するなど、積極的



な取り組みを行ってまいります。

また、生徒の生活の場については、旧斉藤医院を寄宿舍として整備してまいります。

社会教育については、「三笠市社会教育中期計画」に基づき、市民一人一人が楽しく学びあい豊かな心と人間性をはぐくむ活気ある学習活動の観点に立ち、ぬくもりと思いやりのある地域に根差した市民と行政との協働による生涯学習社会の充実に努めてまいります。

スポーツ・レクリエーションについては、三笠市パークゴルフサンパークの管理運営を指定管理者制度に移行し、利用者へのサービスの向上に努めてまいります。

また、三笠運動公園内に体育施設については、老朽化している温水プールの改修等を実施し、利用者に対する安全確保と積極的な施設の活用を図ってまいります。

スポーツ環境充実事業については、昨年に引き続き、日本ハム球団に委託するほか、技術力の向上を図るために必要な備品を整備するとともに、新規事業として、コンサドーレ札幌の運営会社である北海道フットボールクラブからプロ指導者を招致し、子供たちが高度な技術や考え方を習得するためのスポーツ環境づくりに取り組んでまいります。

北海道遺産の「三笠北海盆おどり」については、本年10回目の節目を迎えることから、開庁130年記念事業として位置づけ、全市的な取り組みとして開催してまいります。

北海盆唄全国大会についても、北海盆唄発祥の地として歴史的文化遺産の継承・発展を図るため、引き続き開催してまいります。

歴史・文化資源については、貴重な先人の足跡や文化財に恵まれ、長い歴史や風土の中ではなくまれてきたものであり、大切に保存、継承してまいります。

博物館においては、各大学の化石研究機関並びに博物館ボランティアなどと連携し、本市の特徴でもあるアンモナイト化石など、古生物を生かした学術研究の充実・発展と子供たちの地域に根差した教育の場の提供等に努めるとともに、展示室等の改修が完了したことから、施設の機能を生かした事業の展開を図り、利用の拡大に努めてまいります。

特別展については、開庁130年記念事業として位置づけ、白亜紀の恐竜展を開催してまいります。

なお、30年以上にわたり国際頭足類シンポジウムなど多数の国際会議の開催に本市を挙げて協力したことで、日本古生物学会から貢献賞を受賞することとなりましたが、今後とも日本の古生物の研究に寄与してまいります。

芸術・文化については、三笠市民文化芸術振興条例に基づき、広く市民に音楽鑑賞の機会を提供するとともに、文化団体の記念事業に対する支援により、文化の継承に努めてまいります。

次に、「未来をみんなでつくるまち」であります。

多様化・高度化する市民や地域ニーズに加え、個性豊かな地域社会の形成が求められる地方分権時代を迎え、市民と自治体の役割分担を明確化し、「自らの手によるまちづく

り」という市民の参加・協働意識の高揚のため、その基本として創設した未来づくり基本条例に基づき、市民とともに考え協力して、未来をみんなで作るまちを推進してまいります。

郷土愛については、市民と本市出身者などのボランティアグループによる歴史の保存、活用に向けた活動や、市民を元気にし、まちづくりへの参画意識の高揚を目指すため、引き続き市民の元気づくり講演会を実施し、また、みかさ炎夏まつりの開催の支援をしております。

さらに、東京及び札幌三笠会の会員の協力を得て、市民が郷土を誇りに思える活力あるまちづくりを目指してまいります。

少子化対策支援については、本年も引き続き小学生全員の給食費無料化を実施して、教育費負担の軽減を図り、子育てしやすいまちづくりを進めてまいります。

情報の共有化については、市民への説明責任を果たすため、広報みかさやホームページなどを通して、情報の適切な公開と共有による市内外の発信に努めてまいります。

市民参加については、各種懇談会や多くの審議会、委員会のほか、未来づくり基本条例に基づく未来創造会議など、市民の意見聴取の機会を大切にし、いただいた知恵やアイデアについては、できるだけ市政に反映するよう努めてまいります。

また、市政懇談会については、地域の活性化を図るため、協働ルームで地域の問題を検討いただいた後、連合町内会連絡協議会において、全市的な問題について御意見をいただくこととし、多くの市民の声を市政に反映することができるよう努めてまいります。

協働のまちづくりについては、市民との信頼関係を大切にしながら、昨年度拡充した協働のまちづくり推進事業補助金の活用により、協働ルームの一層の活性化を図り、連携した地域づくりを目指してまいります。

また、みんなで考えるまちづくりの事業において、多種多様な知恵と行動をまちづくりに生かすことを検討し、協働のまちづくりをより一層推進するとともに、地域の抱える課題解決に取り組んでまいります。

行政運営については、安全・安心なまちづくりに向け、災害時に拠点となる市役所庁舎、消防庁舎、市立病院の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修工事等の検討を行ってまいります。

また、空知産炭地域総合発展基金については、旧基金が本年12月をもって失効することに伴い、新基金をできるだけ本市にとって使いやすくなる制度となるよう、協議や要望を続けてまいります。

私には、三笠市未来づくり基本条例に基づき、これまで先人が築き上げた誇りと豊かな自然、歴史と文化、そして協働の精神によって築かれたこのまちを継承するとともに、「三笠で生まれ」「三笠で育ち」「三笠で働き」「三笠の生活を楽しむ」という安全・安心に暮らせるまちを構築し、次代を担う子供たちに未来に向かって夢をはぐくめるまちを

紡いでいく責任があります。

地方分権が進展する中であって、東日本大震災の影響や経済問題、雇用問題などの課題も重なり、本市を取り巻く環境は厳しい状況が予想され、地方自治体の力量が問われています。

私は、この厳しい時代であっても、開庁130年のこの年を、開拓精神の気構えを思い起こし、「新たなる出発の年」として位置づけ、身の丈に合った市政を目指すとともに、「だれもが暮らしてみたい田園産業都市の構築」と「日本一安心してだれもが住み続けたいまち」を実現するため、未来に種をまく第8次三笠市総合計画を策定し、引き続き「市民のだれもが住んでよかったと思えるまち」をつくっていくことに全力を尽くしてまいりたい決意であります。

以上、平成23年度の市政執行に臨む私の所信の一端を申し上げましたが、市民の皆さん、そして市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

議長（谷津邦夫氏） 次に、平成23年度教育行政執行方針について。

教育長、登壇説明をお願いします。

富樫教育長。

（教育長富樫繁樹氏 登壇）

教育長（富樫繁樹氏） 平成23年第2回定例会の開会に当たり、教育委員会所管の行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、全国的に人口減少と少子高齢化が進む中、教育を取り巻く環境は大きく変化し、子供の学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下などが指摘されており、国においては「新教育基本法」の理念に基づき学習指導要領を改訂し、平成23年度から小学校では全面実施、中学校では移行の最終年となるなど、確実に教育改革が学校において実行され、着実な成果を求めています。

こうした中、北海道においては、各種調査の結果、基本的な生活習慣や知識・技能の習得状況、学習意欲に課題があることが明らかになっています。

一方、本市においても少子高齢化の進行や教育を取り巻く環境は全国と同様の状況にあり、地域の教育力を維持・向上させるため、家庭教育の充実を図ることが望まれます。

このことから、三笠市教育委員会としては、空知管内教育推進の基本方針を柱として、地域に根差した全国に通じる教育を実践し、変化の激しいこれからの社会を生き、対応できる子供たちを育てるとともに、市民一人一人が「生き生きと充実した人生」を送ることができる社会の実現に向け、教育行政を推進してまいります。

最初に、幼児教育について申し上げます。

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものとして、良好な環境のもと、健やかな成長を図る努力を幼児教育に求めています。

また、依然として低迷する経済の影響を受け、各家庭での教育費の増加が見られ、共稼ぎによる待機児童も増加するなど、家庭における教育のあり方など、その対策が求められ

ております。

このことから、幼児教育の重要性を考え、幼稚園就園奨励費補助を継続するとともに、子育てを支援する施策の一環として、納めた幼稚園授業料などを市内で買い物ができる商品券で還元することにより、子育てしやすい環境を整備するとともに、市内経済の活性化を図ってまいります。

学校教育は、子供の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的としており、極めて重要であります。

また、平成21年度から段階的に移行されることとなった新学習指導要領は、小学校において本年度から完全実施されました。

本市においても、新学習指導要領の理念である「生きる力」をさらにはぐくむため、基本的な考え方であるさまざまな問題に積極的に対応し、解決する力や他人を思いやる心、感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、知・徳・体のバランスを考慮した教育の実践に取り組んでまいります。

学校統合については、保護者や地域の皆さんの理解のもと、今年度から小学校、中学校ともに2校となりました。

統合を機により特色のある教育を確かなものとするため、これまで岡山小学校、萱野中学校で進めてきた小中一貫教育を三笠小学校・三笠中学校においても開始し、全市的に展開するとともに、平成24年度にこの成果を講評・評価し、全国規模の小中一貫教育公開研究会を開催することとし、準備を進めてまいります。

また、統合に伴う環境の変化などによる児童・生徒への負担等を考慮し、少人数によるきめ細やかな指導を行うため、少人数学級を実施するとともに、遠距離通学となる児童・生徒については、安全で安心して通学できるよう、小学生については民間バス事業者への委託によるスクールバスを運行するものであります。

一方、中学生については、定期路線バスの利用による乗車料金を補助するものであります。

学校施設については、昨年までに実施した耐震診断の結果に基づき、岡山小学校及び萱野中学校の体育館の耐震補強工事を実施し、子供たちの教育環境の向上に努めてまいります。

また、北海道教育大学幌内自然体験学習研究施設「i-HoLoNE」（アイ・ホロン）の活用については、市民の健康増進、スポーツ及び地域文化の活性化など地域の自然を生かした体験活動など、教育大学との連携を図り実施してまいります。

少子化対策支援については、本年度も引き続き「小学生の給食費無料化」を実施し、小学校児童を持つ世帯の教育費の負担を軽減し、子育てしやすい環境づくりを進めてまいります。

なお、これまで私会計として取り扱ってまいりました給食会計につきましては、会計処

理の透明性の確保と安定した給食運営を図るため、公会計化するものであります。

特別支援教育については、障害を持つ子供の個々の状況に応じた教育体制の整備を図っていく必要があります。

障害のある児童・生徒の学校生活や学習上の困難な状況に対して必要な支援を行うため、三笠小学校・三笠中学校に特別支援学級を開設し、支援員を配置するなど、一層の充実を図ってまいります。

全国的には、日常生活や学校生活における児童・生徒のいじめや非行、少年犯罪、不登校など、子供の事件、事故が後を絶たない状況にあります。

特に社会問題となっている「いじめ」については、早期に対応するため、これまで同様スクールカウンセラーによる巡回相談を実施するほか、学校統合などの変化に対応するため、相談回数を増加するなど、安心して相談できる環境を整備し、子供たちの心のケアに努めてまいります。

また、アイヌ神話を通じて「いじめ」や「差別」をテーマに、一人のアイヌの女性の生涯を描いた1人芝居「神々の謡」を上演し、人としての優しさや思いやりについて、子供たちが理解を深める機会を提供するとともに「いじめに関する研修会」を開催し、学校職員、保護者、地域が一体となって理解を深め、早期発見と防止を図ることができるよう必要な対策を講じてまいります。

安全対策については、不審者情報システムの活用とともに、青少年育成センターを中心に地域の協力を得ながら、事件、事故から子供を守る環境づくりと安全・安心の確保に努めてまいります。

教育研究所においては、新学習指導要領を基本に、本市の特色ある教育と新しい学校教育の実現を図るための研究活動を進めてまいります。

また、長年活用してきた小学生用の社会科副読本を改訂し、新しい時代にふさわしい学習資料の作成に向け、取り組んでまいります。

市立三笠高等学校の設置については、昨年第3回市議会定例会において関係条例及び予算の議決を得て、北海道教育委員会に市立高校設置認可に伴う申請手続を行い、平成23年3月23日に正式に認可されました。

これに合わせ調理師養成施設として必要な調理実習室等を整備するため、北海道教育委員会並びに学校側の協力により、現校舎の改修を行ってきたところであります。

本年度は設立準備室を設置し、来年4月の開校に向け着実に準備を進めてまいります。

設立準備室には、教務全般にわたる業務を行うために、必要な専門職員を配置し、教育課程の編成をはじめ、学校運営に係る諸規定の整備、生徒確保に向けたPR活動など、開校に向けた業務に全力で取り組んでまいります。

特に、PR活動については、全国どこからでも入学できる専門学校としての特性を生かし、全国に向けホームページを活用し情報を発信するとともに、道内においては市長部局からの応援を得て、主要都市を中心に各中学校、教育委員会を直接訪問するなど、積極的

に生徒確保に努めてまいります。

また、人口減少と高齢化がとどまらない本市にとって、若い世代ができるだけ市内に在住する状況が必要であるとの考えから、市外から入学する生徒は、基本的に市内に在住してもらうこととし、生徒が安心して勉強に打ち込める環境を確保するため、寄宿舎を整備してまいります。

なお、寄宿舎については、生徒にとって生活の場であり、集団の中での規律ある生活を通じて行う教育の場であることから、さまざまな角度から再検討した結果、市に寄贈のあった旧斉藤病院を活用するものであります。

特色ある高校づくりへの支援として、平成14年度から実施してまいりました三笠高等学校の生徒に対する資格取得の助成については、道立高校としては最後となる本年度も実施いたします。

また、市立三笠高校の生徒についても、各種の助成について検討してまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

現代社会においては、少子高齢化、核家族化、都市化、情報化等などの社会の変化や地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、家庭や地域における教育力が低下していることが指摘されています。

このため、市民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたってあらゆる機会、場所において学習することができ、その成果を生かすことができる社会の実現を求めており、そのための環境を整備する必要があります。

本年度は、本市の社会教育を推進する上で基本となっている「三笠市社会教育中期計画」の期間が終了することから、新たな計画の策定に取り組んでまいります。

家庭教育は、すべての教育の原点であり、子供の豊かな心や基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、家庭を大切にする気持ちや他人に対する思いやり、命を大切にする気持ち、善悪の判断など、心身の調和のとれた発達を図る基礎的な資質や能力を培う重要な役割を担っております。

このため、親も子育てを通じ、ともに成長してもらうため、家庭教育に必要な知識や情報を子育て家庭に提供する2歳児通信学習「お母さんの生き生き子育て」を継続してまいります。

また、基本的な生活習慣の乱れが学習意欲や体力、気力の低下の要因として指摘されていることから、国民運動として推進されている「早寝・早起き・朝ごはん」運動について、普及・啓発に努めてまいります。

青少年教育については、今日の青少年を取り巻く社会環境が物質的に恵まれている半面、人間関係の希薄さや社会性の欠如などが指摘され、地域が一体となった支援が必要であります。

このことから、特に学校教育を側面から応援する体制として、家庭、学校、地域が共通の理解や認識のもと、緊密な連携を図りながら取り組む「学校地域支援事業」に青少年の

参加を促し、地域の実情に応じた教育支援活動を実施してまいります。

また、地域の自然や特性を生かした体験学習をはじめ、リーダー養成のための研修など、NPO法人と連携し実施している「三笠市地域子ども会育成連絡協議会」の諸活動への参加を促し、自主的に行動できる子供たちの育成に努めてまいります。

成人教育については、社会教育の中でも中心的な分野であります。経済の低迷が続いている現状から、一般成人においては、日常生活における経済的、時間的な余裕が少なくなっている実態が見られます。

このことから、公民館講座を中心とした学習機会を提供するとともに、成人教育にかかわる課題や問題点について整理を進め、本年度予定しております「社会教育中期計画」の策定の中で反映させてまいります。

また、成人祭については、大人になったことを自覚し、みずから生き抜こうとする成人を市民全体で祝い、励ますため、引き続き実行委員会との共催で実施してまいります。

高齢者教育については、「人生80年時代」を迎えて久しくなりますが、高齢者を取り巻く生活環境は独居老人の増加や介護の問題など、一層厳しくなっており、みずから主体的に生きる力がますます求められています。

このため、社会の変化に対応した知識や技能を身につけ、楽しく充実した生活を送ることができるよう、引き続き第35回目となる「ことぶき大学」を開設し、高齢者の社会参加の促進を図るとともに、三笠市地域子ども会育成連絡協議会の事業の中で、子供たちとの世代間交流を図ってまいります。

芸術・文化活動については、「三笠市民文化芸術振興条例」に基づき、広く市民に参加の機会を提供し、芸術文化に対する意識の高揚を図ってまいります。

音楽鑑賞については、今年、北海道教育大学岩見沢公吹奏楽団と三笠中学校吹奏楽部のジョイントコンサートを開催いたします。

また、三笠市文化協会が創立40周年を迎えることから、本市出身の俳優であります小日向文世氏をゲストに迎え、記念事業として開催するトークショーに対し支援することにより、文化の振興に努めてまいります。

市民の貴重な財産であり、郷土の歴史である文化財や郷土芸能を後世に引き継ぐため、文化団体及び郷土芸能団体の協力を得て保存に努めてまいります。

北海道遺産である「三笠北海盆おどり」については、開庁130年記念事業として位置づけるとともに、本年10回目の節目を迎えることから、内容の充実とさらなる盛り上げを考え、タレントの加藤茶氏によるトークショーを盛り込んだプログラムとし、市民・企業・団体などと連携した全市的な取り組みにより、お盆期間中の8月14日、15日の2日間開催いたします。

また、北海盆唄全国大会についても、北海盆唄発祥の地として、歴史的文化遺産の継承・発展を図るため、引き続き7月に開催してまいります。

公民館については、余暇の積極的な活用による豊かな生活を実現していくための自主的

な文化活動や学習成果の発表の場として、文化団体、サークル等に提供するほか、本年度は市民が公募した「未来のみかさ絵・作文コンテスト」に応募のあった作品のうち、中学生のアイデアを採用した「澄んだ空気の中で見る三笠の星空」をテーマに、公民館事業を開催してまいります。

図書館については、すべての市民の暮らしを高めていく上で、なくてはならない大切な施設であります。

特に、子供は「本」との出会いの中で健やかに成長し、他人を思いやる心や人生の知恵を学ぶと言われていることから「三笠市子ども読書活動推進計画」に基づき、子供への読書案内や乳幼児健診時における絵本の読み聞かせ、ボランティアによる絵本とお話の会「かるがも会」、小中学校へ定期的な図書の貸出事業を行うなど、引き続き実施してまいります。

さらに本年度は、閲覧カウンターの設置や赤ちゃんと保護者が絵本を通じて心の触れ合うひとときを持つきっかけづくりのために、「ブックスタート事業」を実施し、子育てを支援してまいります。

博物館については、博物館ボランティア会の協力を得て、化石をはじめ、自然科学、郷土の歴史、民俗、産業の貴重な資料を収集・保存し、研究・普及活動の充実に努めるとともに、各大学などの化石研究機関と連携を図り、調査研究に努めてまいります。

なお、30年以上にわたり、国際頭足類シンポジウムなど多数の国際会議の開催に本市を挙げて協力するなど、教育、研究に対する長年の支援に対し、7月1日に金沢市で開催される日本古生物学会の総会時に当学会から貢献賞を受賞することとなりましたが、今後とも日本の古生物の研究に寄与してまいります。

また、21年度から2カ年で実施した博物館機能拡充整備事業において、多機能研究施設の新設による体験学習室の整備をはじめ、講演室や展示室の改修が完成したことから、施設の機能を生かした事業の展開を図り、利用の拡大に努めるとともに、新たにオリジナルのTシャツやストラップを作成し、市内外に利用の促進を図ってまいります。

さらに、市内の小中学生の児童・生徒に対して、三笠の自然や化石を通じた地域の特色ある事業を積極的に支援してまいります。

本年度は、特別展を開庁130年記念事業として位置づけて開催し、大型恐竜の全身骨格標本2体をはじめ、小型恐竜の全身骨格や頭骨化石標本10数体を展示する「白亜紀の恐竜展」を7月9日から11月3日まで開催してまいります。

スポーツ・レクリエーションについては、三笠市パークゴルフ場「サン・パーク」の運営管理を、利用者へのサービスの向上と施設の効果的な活用を図るため、指定管理者制度に移行いたしました。

これに合わせ、集客力を高めるため、太古の湯とのパック料金を創設するほか、博物館及び鉄道記念館との共通利用券とあわせたパークゴルフ場の割引制度を継続し、利用の拡大を図ってまいります。



また、コースの一部改修と芝生管理に必要な備品を整備いたします。

三笠運動公園内の体育施設については、指定管理者による施設管理を継続し、市民の利便性の向上と施設の有効活用を図ってまいります。

昨年から三笠のスポーツ少年団活動を支援するため、プロ野球の指導者を招致し実施しているスポーツ環境充実事業については、本年も野球少年の育成のため「日本ハムファイターズ球団」に委託するとともに、技術力の向上を図るための必要な備品を整備してまいります。

さらに、新規事業として、サッカーに親しむ少年をはぐくむため、コンサドーレ札幌の運営会社である「北海道フットボールクラブ」からプロサッカーの指導者を招致し、子供たちが高度な技術や考え方を取得するためのスポーツ環境づくりに取り組んでまいります。

また、従来からのスキーの三笠レーシングチーム、水泳少年団などについては、体育協会を通じて、スポーツを生かした子供の健全育成を図ってまいります。

温水プールについては、老朽化に伴い、外壁の一部がはがれ落ちる危険性のある箇所及びさびが進行している観客席・階段手すりについて必要な改修等を行い、利用者に対する安全確保に努めてまいります。

以上、平成23年度の教育委員会所管の行政執行に関する主要な方針について申し上げました。

三笠市の教育行政にとって、本年度は市立三笠高等学校の開設準備など、昨年に引き続き大きな課題解決の年になるものと考えているところであります。

私は、教育委員会が果たさなければならない役割と責任の重大さを深く認識し、本市の教育の質の向上と発展に向け、ここに申し上げました各施策を確実に執行するよう最善を尽くしてまいる所存であります。

市民の皆さん、市議会議員の皆さんの特段の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

議長（谷津邦夫氏） 引き続き、議案第32号及び議案第33号について、市長から提案説明を求めます。

市長、登壇説明を願います。

小林市長。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第32号平成23年度三笠市一般会計補正予算（第1回）及び議案第33号平成23年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第1回）について、一括して提案説明申し上げます。

本年度は、統一地方選挙の年であることから、当初予算は、継続費、債務負担行為関連の事業及び4月から対策を講じるべき事業について、厳選して措置した骨格予算でありました。

今回の補正は、さきに述べました市政執行方針を踏まえ、市政3期目として市民との公約実現に向けた内容及び従来から引き続き進めている事業等について提案するものであります。

最初に、議案第32号平成23年度三笠市一般会計補正予算(第1回)についてであります。今回の補正は、既定予算額8億5,709万2,000円に4億5,534万1,000円を追加し、予算の総額を9億1,243万3,000円とするものであります。

この補正後の予算総額と前年度当初予算額を比較しますと、1億7,718万6,000円の増、率にして2%の増となるものであります。

まず、歳出であります。主な内容について説明いたしますと、総務費では、国の制度を活用し、クリーンエネルギーの導入に向けた調査などを行って、有効利用に向けた基本計画を策定する緑の分権改革推進事業を実施するほか、ホームページのシステムの更新、中央公園内のイルミネーションの増設及びカントリーサインの更新などの事業を実施するものであります。

また、3月11日発生した東日本大震災における被災者の受け入れ及び被災地への職員派遣経費などを措置するものであります。

民生費では、市民の子育てを応援する施策の一環として、納めた保育所負担金を商品券で還元する保育所負担金助成事業や乳児の紙おむつと交換できる引換券を支給する乳児紙おむつ購入費用助成事業を実施するほか、高齢者に対するバス運賃の一部を助成、敬老祝い温泉入浴券助成事業などを実施するものであります。

衛生費では、市独自の子育て支援として、中学3年生以下を対象に、インフルエンザのワクチン接種に係る費用を引き続き助成するほか、大腸がん検診及び肝炎ウイルス検診において、特定の年齢に達した者に対する助成費用などを措置するものであります。

労働費では、緊急的な雇用対策として、国の緊急雇用創出事業を活用し、三笠市PR事業ほか2事業を実施するものであります。

農林水産業費では、直売所の整備や新たな農産物の生産及び加工品の開発・販売等を行う意欲のある者に対して助成する農業チャレンジ補助金のほか、農作物の有害鳥獣対策費用の一部を助成するなどの事業を実施するものであります。

商工費では、さまざまな経済活動を支援し、にぎわいのあるまちづくりにつなげる制度として、商工業活性化事業やる気応援補助金を新たに措置するほか、三笠第2工業団地用地の取得、桂沢国設スキー場及び三笠鉄道村の整備事業を実施するものであります。

土木費では、若年層の市外からの転入及び定住化の促進を図るため、民間賃貸共同住宅等の建設費用を助成する若者移住定住促進住宅建設費用助成事業、市外から転入する若者世帯に民間賃貸住宅家賃の一部を助成する若者移住定住促進家賃助成事業のほか、住宅の新築や購入費用の一部を助成する住宅建設等費用助成事業を実施するものであります。

また、橋梁の修繕計画を策定する橋梁長寿命化修繕計画策定事業を行うとともに、平成24年度の建てかえに向け、榊町団地の公営住宅の除却及び調査設計費などを措置するも

のであります。

消防費では、消防職員及び消防団員の活動服、また一般職員の防災用活動被服や土のうなどの防災資機材等を整備するほか、防災訓練を実施するために必要な経費などを措置するものであります。

教育費では、市民の子育てを応援する施策の一環として、幼稚園に通う子供の保護者負担を保育所と同様に軽減する幼稚園授業料等助成事業を実施するほか、学校運営協議会の組織・運営体制づくりの具体的検討を進めるコミュニティスクール推進事業、三笠小学校屋内運動場屋根改修事業及びスポーツ環境充実事業などを実施するものであります。

一方、歳入については、新たな事業にかかわる特定財源3億6,418万5,000円を増額するほか、一般財源については東日本大震災支援費にかかわる特別交付税365万3,000円と不足する8,750万3,000円を備荒資金の取り崩しによって措置するものであります。

債務負担行為の補正については、経営基盤強化資金利子補給金の変更及び消防職団員被服整備事業の追加について措置するものであります。

地方債の補正については、政策的予算にかかわるものについて措置するものであります。

次に、議案第33号平成23年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第1回）についてであります。今回の補正は、資本的収入支出において、除細動器などの医療用機械器具を6品目の購入にかかわる資産購入費3,120万円を支出予算に措置し、予算の総額を2億9,562万5,000円とするものであり、一方、収入については、企業債3,120万円を計上し、予算総額を2億4,211万9,000円とするものであります。

以上、議案第32号及び議案第33号について、一括提案いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（谷津邦夫氏） 以上をもちまして、市政執行方針説明及び教育行政執行方針説明並びに議案第32号及び議案第33号についての提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、市政執行方針説明及び教育行政執行方針説明並びに議案第32号及び議案第33号についての質疑は、6月23日からの大綱質問により通告順に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

#### 日程第9 議案第31号 三笠市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

議長（谷津邦夫氏） 日程の9 議案第31号三笠市過疎地域自立促進市町村計画の一

部変更についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

小林市長。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第31号三笠市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について提案説明申し上げます。

今回の変更は、平成23年度において、高齢者バス利用助成事業等を実施するに当たり、財源として有利な過疎債を適用することに伴い、現計画の一部変更が必要なため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(谷津邦夫氏) 議事の都合により、議案第31号についての質疑を保留し、大綱質問終了後に行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

#### 日程第10 議案第34号 三笠市職員懲戒審査委員会委員 の任命について

議長(谷津邦夫氏) 次に日程の10 議案第34号三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

小林市長。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第34号三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命について提案説明申し上げます。

三笠市職員懲戒審査委員会委員の平成23年6月30日付任期満了に伴い、後任委員について地方自治法施行規定第17条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

再任の山口秋男氏は、昭和9年9月22日生まれの76歳、住所は三笠市若松町2番地の6であります。

同氏は、昭和29年4月に町の職員として採用され、議会事務局長、教育委員会教育次長を歴任し退職、その後、平成13年4月から三笠市農業団体協議会及び三笠市農民協議

会事務局長、平成16年4月からは三笠消費者協会会長などを歴任し、現在に至っております。

同じく再任の牛丸雅一氏は、昭和31年8月4日生まれの54歳、住所は三笠市多賀町4番地11、職業は歯科医師であります。

同氏は、平成6年11月に牛丸歯科医院を開業、平成19年4月に歯科医師会三笠方面会会長に就任し、現在に至っております。

新任の小林和子氏は、昭和10年8月19日生まれの75歳、住所は三笠市幸町4番地の7であります。

同氏は、昭和29年4月に三笠町立総合病院に採用され、平成10年12月に民生委員・児童委員などを歴任し、現在に至っております。

次に、市職員から任命の北山一幸氏は、昭和27年7月15日生まれの58歳、住所は三笠市美園町8番地45、職名は総務部長であります。

同じく、市職員から任命の金子満氏は、昭和36年5月24日生まれの50歳、住所は三笠市本郷町667番地、職名は総務部総務課長であります。

いずれも三笠市職員懲戒審査委員会委員として適任であると考えますので、御同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（谷津邦夫氏） 本案について、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（谷津邦夫氏） 異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第34号三笠市職員懲戒審査委員会委員に任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

#### 日程第11 議案第35号 三笠市固定資産評価審査委員会 委員の選任について

議長（谷津邦夫氏） 日程の11 議案第35号三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

小林市長。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第35号三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任について提案説明申し上げます。

三笠市固定資産評価審査委員会清水孝裕氏の平成23年7月14日付任期満了に伴い、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

再任の清水孝裕氏は、昭和34年12月26日生まれの51歳、住所は三笠市若松町1番地48であります。

同氏は、昭和60年10月有限会社清水商店に入社し、平成10年1月に同社の代表取締役就任しております。

また、平成13年12月から三笠市商工会理事に就任し、現在に至っております。

三笠市固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えますので、御同意くださいますようお願い申し上げます。

議長(谷津邦夫氏) 本案について、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第35号三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

## 休 会 の 議 決

議長(谷津邦夫氏) 休会についてお諮りします。

議事の都合により、明日6月18日から6月22日まで5日間、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

6月18日から6月22日までの5日間休会することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

## 散 会 宣 告

議長（谷津邦夫氏） 本日は、これもちまして散会いたします。  
御苦労さまでございました。

散会 午後 0時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員